

議案第130号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
D第598号線	118 66	7 00 ～ 7 60	さいたま市南区别所六丁目257番2地先	さいたま市南区别所七丁目167番1地先	
D第611号線	1189 00	4 00 ～ 20 80	さいたま市南区鹿手袋二丁目788番2地先	さいたま市南区别所七丁目228番2地先	
40752号線	68 52	3 64	さいたま市西区大字指扇字五味貝戸424番地先	さいたま市西区大字指扇字向1218番1地先	
6096号線	1259 68	1 70 ～ 5 70	さいたま市岩槻区大字末田字浮戸641番地先	さいたま市岩槻区大字高曾根字新田40番地先	
6097号線	399 07	1 75 ～ 2 80	さいたま市岩槻区大字末田字人巻前511番地先	さいたま市岩槻区大字末田字浮戸625番地先	
6099号線	442 05	1 65 ～ 6 60	さいたま市岩槻区大字末田字新田335番2地先	さいたま市岩槻区大字末田字新田476番地先	
6108号線	672 96	2 25 ～ 3 50	さいたま市岩槻区大字末田字新田359番地先	さいたま市岩槻区大字末田字浮戸648番地先	